環境影響評価法及び条例の対象事業

社		環均	環境影響評価法			
	対象事業	第一種事業	第二種事業	- 環境影響評価条例		
1	1 道路					
	高速自動車道	すべて	_	_		
	一般国道	4 車線 10 km 以上	4 車線 7.5 km 以上	4 車線 5 km 以上		
	林道	幅員 6.5 m 20 km 以	以上 幅員6.5 m 15 km 以上	2 車線 10 km 以上		
2	ダム	100 ha 以上	75 ha 以上	50 ha 以上		
3	3					
	新幹線鉄道	すべて	_	_		
	普通鉄道	10 km 以上	7.5 km 以上	5 km 以上		
	軌道	10 km 以上	7.5 km 以上	5 km 以上		
4	飛行場	2,500 m以上	1,875 m以上	1,250 m以上		
5	発電所					
	水力発電所	3万 kW 以上	2. 25 万 kW 以上	1.5万kW以上		
	火力発電所	15 万 kW 以上	11. 25 万 kW 以上	7.5万 kW 以上		
	地熱発電所	1万 kW 以上	0.75万kW以上	_		
	原子力発電所	すべて	_	_		
	太陽電池発電	所 4万kW以上	3万 kW 以上	50 ha 以上		
	風力発電所	5万 kW 以上	3. 75 万 kW 以上	0.5万 kW 以上		
6	廃棄物最終処分 ⁵	易 30 ha 以上	25 ha 以上	15 ha 以上		
7	埋立及び干拓	50ha 超	40 ha 以上	25 ha 以上		
8	土地区画整理事	業 100 ha 以上	75 ha 以上			
9	新住宅市街地開	発事業 100 ha 以上	75 ha 以上			
10	工業団地造成事	業 100 ha 以上	75 ha 以上	宅地の造成		
11	新都市基盤整備	事業 100 ha 以上	75 ha 以上	(民間開発を含む)		
12	流通業務団地造成	成事業 100 ha 以上	75 ha 以上	50 ha 以上		
13	宅地の造成事業	100 ha 以上	75 ha 以上			
	都市再生機構等					
Ж	港湾計画	3	00 ha 以上	150 ha 以上		

※ 港湾計画のアセスメントは計画アセスメントである。

(条例独自のもの)

1	ゴルフ場の造成	_	30 ha 以上			
2	スポーツ・レクリエー		50 ha 以上			
	ション施設用地の造成	_	50 Ha 以上			
3	墓園の造成	_	50 ha			
4	土石の採取	_	50 ha			
5	鉱物の掘採	_	50 ha			
6	下水道終末処理場	_	計画人口:			
			15 万人以上			
7	工場・事業場		排 水:			
			5,000 m³/日以上			
		_	排ガス:			
			15万 Nm ³ /時以上			
8	県道・市町村道	_	4 車線 5 km 以上			